

健康横浜21推進会議委員名簿

任期:令和5年3月31日まで

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名	
1		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長	
2		蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進員会 会長	新委員
3		金子 規子	公益財団法人 横浜市スポーツ協会 地域スポーツ振興部 地域スポーツ課長	
4		河野 治子	横浜南労働基準監督署 署長	
5		佐藤 信二	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事	
6		瀬戸 卓	一般社団法人 横浜市薬剤師会 副会長	
7		高塚 秀男	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長	
8		田口 敦子	慶應義塾大学 健康マネジメント研究科 看護医療学部 教授	新委員
9		田中 正行	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長	
10		玉村 裕之	(株)テレビ神奈川 営業局次長 兼 営業推進室長 兼 営業推進部長 兼 事業推進部長	
11		豊福 深奈	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	新委員
12		西田 悦子	JA横浜 組織部組織生活課 課長	
13		長谷 章	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長	
14		長谷川 利希子	公益社団法人 神奈川県栄養士会 副会長	
15		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告部 課長	
16		長谷山 秀信	横浜市PTA連絡協議会 2021年度会計	新委員
17		前橋 寛	相鉄ローゼン(株) 人事部マネージャー	
18		守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長	
19		鐘田 肇	一般社団法人 横浜市食品衛生協会 副会長	新委員
20		渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長	

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

「健康横浜 2 1」第 2 期計画の期間延長及び第 3 期計画策定期間の変更について（案）

1 趣旨

市町村健康増進計画「健康横浜 2 1」は、新型コロナウイルス感染症及び国の動向等を踏まえ、第 2 期計画期間を令和 5 年度末まで 1 年延長し、第 3 期計画の策定期間を変更します。

＜変更後のスケジュール（予定）＞

計画名等	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度～
健康横浜 2 1	推進	市民意識調査	第 2 期 最終評価	目標値・ 取組検討	一体的 計画策定	第 3 期 健康横浜 2 1
食育推進計画（※1）	推進		同上	同上		
歯科口腔保健推進計画（仮称）	条例施行		調査・分析	同上		
市会関係	1 定報告				2～4 定報告 1 定議案審議	
（参考）健康日本 2 1			調査・ 最終評価	次期計画 策定	次期計画 公表（春頃） ＜延長期間＞	次期プラン

（※1）一体的に策定する「食育推進計画（第 3 期）」及び「歯科口腔保健推進計画（仮称）（第 1 期）」も令和 6 年度開始。「食育推進計画（第 2 期）」を令和 5 年度まで延長。「歯科口腔保健令和 3 年度から令和 4 年度の間組」は令和 5 年度まで取組を継続。

2 見直しの背景

（1）健康日本 2 1（国民健康づくり運動プラン）の方向性との調和

国は、健康日本 2 1 を医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業（支援）計画（※2）と一体的に運用するため、第二次の計画期間を令和 5 年度まで 1 年延長し、次期プランの開始を他計画と同様に令和 6 年度とする方針を示しました（※3）。

次期プランは、令和 5 年春を目途に策定・公表となる予定であり、その目標や期間を勘案し、健康横浜 2 1 を策定・推進することが求められています。

（※2）「よこはま保健医療プラン 2018」「第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」「第 2 期横浜市国民健康保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画」の次期プランは令和 6 年度開始予定。

（※3）令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省告示第 302 号「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」／健発 0804 第 9 号厚生労働省健康局長通知「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について」

（2）新型コロナウイルス感染症対応及びワクチン接種業務を優先

健康福祉局は、率先して所管する事業の中止・縮小・延期等を検討し、新型コロナウイルス感染症対応及びワクチン接種業務に全力を挙げてきました。引き続き、第 6 波を想定し備えていく必要があります。

健康横浜 2 1 の第 3 期計画の策定期間を延期することにより、新型コロナウイルス感染症対応及びワクチン接種業務を優先します。